

## 事務所衛生基準規則の一部改正と参考情報

広島労働局長から事務所衛生基準規則の改正に係る周知依頼がありました。  
改正内容は、労働者を常時就業させる室の気温の基準が改められたものです。  
また、既に、事務所衛生基準規則及び安全衛生規則の照度、便所、救急用具等に係る基準の改正が行われ、一部を除いて、令和3年12月1日から施行されています。

### ○ 改正の内容をまとめたリーフレット

「ご存知ですか？**職場**における**労働衛生基準**変わりました」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000905329.pdf>

をご覧ください。（厚生労働省HPへ遷移します。）

### ○ 関係通達

令和4年3月1日付け、基発0301第1号

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000904298.pdf>

をご覧ください。（厚生労働省HPへ遷移します。PDF版 7枚）

### ○ 質疑応答

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000860575.pdf>

をご覧ください。（厚生労働省HPへ遷移します。）

（その他参考情報）

事務所衛生基準規則及び安全衛生規則の改正については、

<http://www.hirokenk.or.jp/pdf/roudoukyoku/20211210kaisei.pdf>

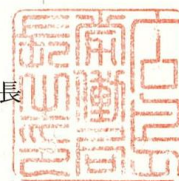
をご覧ください。

広発基 0308 第 6 号

令和 4 年 3 月 8 日

関係団体の長 殿

広島労働局長



事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、事務所衛生基準規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第29号）が令和4年3月1日に公布され、同年4月1日から施行することとされました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、厚生労働省ホームページに掲載の内容も参照いただきながら、会員事業場等関係者に対する本改正内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【関係ページ】事務所における労働衛生対策 | 厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html)